

特許＆技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2026-02

ハイライト：

1 サムスンディスプレイ、OLED特許紛争で「完勝」...BOEからロイヤリティ受領へ

2 韓国、次世代AIメモリ「強誘電体素子」の特許出願で世界1位

3 「AI」で金属3Dプリンティング部品の欠陥を事前に予測

4 三養食品も海外で商標権侵害に直面...K-ブランドを狙う「商標ブローカー」が横行

5 「ヌーディズム」vs「カタリック・ナルシス・ヌーディズム」、リップスティックの商標権侵害訴訟の結果は？



紛争

サムスンディスプレイ、OLED特許紛争で「完勝」

BOEからロイヤリティ受領へ

勝という形で決着した。

米国国際貿易委員会(ITC)によると、BOEはサムスンディスプレイとの間で進行していた訴訟を中断すると表明した。ITCは、BOEからその旨が伝えられたとして、訴えの取り下げを公告した。

ITCは、BOEによるサムスンディスプレイへの営業秘密侵害の有無に対して最終判決を下す予定だった。これは、昨年7月に出された「侵害に対する予備判定」の結論にあたる。最終判決を前に訴訟中断が発表されたのは、両社がすでに和解に至ったためであることが確認された。

業界関係者によると、両社は、米国や中国などで進行していたすべての訴訟を取り下げることを条件に交渉をまとめた。具体的な条件は明らかにされていないが、BOEがサムスンディスプレイに特許使用料、すなわちロイヤリティを支払うことが要点とされる。

通常ロイヤリティは、特許を使用して得られた売上の割

サムスンディスプレイ社が、中国のBOE社(京東方科技集団)との有機発光ダイオード(OLED)技術をめぐる特許紛争で最終的な勝利を収めた。BOEはサムスンディスプレイに対し、特許使用料を支払うことで合意した。2022年12月に始まった両社の対立は、3年を経てサムスンの完

合で策定される。これを勘案すると、サムスンディスプレイはBOEが販売したOLEDパネルの売上における一定金額を受け取るとみられる。

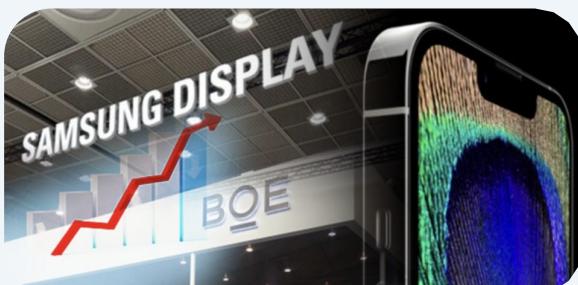
BOEは、中国最大のディスプレイメーカーであり、自国のスマートフォンメーカーだけでなく、アップル社にもOLEDを供給している。そのため、サムスンディスプレイが受け取るロイヤリティの規模は相当な額になると見込まれる。BOEの販売が伸びるほどロイヤリティが増えていく構造となっており、サムスンディスプレイが3年にわたる特許紛争で勝利を収めたと評価される理由である。

サムスンディスプレイの勝機は昨年7月の時点で見えていた。ITCは予備判決において、BOEがサムスンディスプレイのOLEDに関する営業秘密を侵害したとして、14年8ヶ月の輸入禁止措置を下すべきだとしたことが決定打となった。

予備判決は、ITCの行政判事が不公正貿易行為の調査を経て下す結論であるため、最終判決で覆るケースはまれである。このため、輸出の道が閉ざされることを懸念したBOEが、最終判決を待たずにサムスンディスプレイとの和解に踏み切ったと分析されている。

両社の対立は、OLED技術を先行して開発した韓国と、OLEDの霸権を奪おうとする中国ディスプレイ業界を代表して行われた代理戦としても関心と注目を集めていた。サムスンの勝利により、OLED強国としてのプライドも守られることになった。

両社は昨年、米国だけでも、サムスンディスプレイが5件、BOEが1件の計6件となる知的財産権訴訟を起こしていた。サムスンディスプレイは、BOEを相手取り、テキサス東部連邦地方裁判所に特許侵害訴訟3件と営業秘密侵害訴訟1件を提起し、2023年に同地裁へ提起していた特許侵害訴訟をいったん取り下げ、特許権者に有利かつ迅速に判決が下されるバージニア東部連邦地方裁判所に改めて提訴した。BOEは、アンダーディスプレイカメラ(UDC)関連の特許侵害訴訟1件を提起していた。



出願動向

韓国、次世代AIメモリ「強誘電体素子」の特許出願で世界1位

韓国、12年間の出願件数・年平均増加率ともに世界1位
サムスン電子・SKハイニックス、世界トップ3に名を連ねる

知識財産処は、2012年から2023年までの12年間にわたり、IP5(韓国、米国、中国、欧州連合、日本)に出願された強誘電体素子分野の特許を分析した。その結果、韓国の出願件数は395件と全体の43.1%を占め、最多となった。さらに年平均増加率も18.7%と最も高く、出願件数と増加率ともに1位を記録し、韓国が次世代メモリ技術をリードしていることが明らかになった。

強誘電体は、電場をかけなくても電気分極を維持し、非揮発性を提供する誘電体物質であり、分極の転換によって迅速な電荷応答速度を実現する。強誘電体を活用した素子は、既存の半導体設備をそのまま利用できるため、他の次世代技術と異なり新たな設備投資をせずとも生産が可能である。また、ナノメートル級の薄さでも強誘電特性が維持される卓越した微細化性能により、既存素材の物理的限界を克服している。このような工程の互換性と微細化性能によって、強誘電体素子は高集積型人工知能チップの製造に最適な条件を提供し、次世代のAIメモリ産業をリードする中核素材として位置づけられている。

*強誘電体材料のハフニウム酸化物(HfO₂)は、既存工程と互換性が高く、高集積化および商業化に有利。

関連するメモリ市場も急速に成長している。3D NANDフラッシュメモリのグローバル市場は、2024年の218億ドル(約3兆4,000億円)から年平均21.8%の成長で、2034年には1,494億ドル(約23兆円)に達する予測である。また、強誘電体メモリ(FeRAM)市場も、2021年から年平均3.8%ずつ成長しており、2028年には3.8億ドル(約580億円)規模になると予測されている。

出願人の国別では、出願件数は1位の韓国が43.1%(395件)で最も多く、次いで2位の米国が28.4%(260件)、3位の日本が18.5%(170件)、4位の中国が4.6%(42件)、5位の欧州連合が4.1%(38件)となっている。

同期間の年平均増加率でも、韓国が18.7%と最も高く、次いで中国(14.7%)と米国(12.5%)が続いた。一方、欧州連合(5.8%)と日本(-19.8%)は、主要国の年平均増加率9.5%を大きく下回るか、減少傾向を示した。

主な出願人としては、1位のサムスン電子(韓国、27.8%、255件)が最多となっており、2位のインテル(米国、21.0%、193件)、3位のSKハイニックス(韓国、13.4%、123件)、4位のTSMC(台湾、10.1%、93件)、5位のNANYA(台湾、5.3%、49件)と続いた。

特に、2021年から2023年までの3年間では、サムスン電子(139件)とSKハイニックス(86件)がそれぞれ1位と2位を占め、韓国がAIメモリ用の強誘電体素子の研究開発を国際的にリードしていることが確認された。

知識財産処の半導体審査推進団長は、「強誘電体素子分野の技術が成熟するにつれて、商用化に向けた技術の先取りを目指す特許権の確保競争が激しくなっている」と述べ、韓国企業が「次世代AIメモリの技術分野をリードできるよう、科学技術情報通信部や産業通商部などの関連機関と協力体制を築き、特許分析結果を産業界と共有するなどして、積極的に支援していく」と明らかにした。



最新技術

「AI」で金属3Dプリンティング部品の欠陥を事前に予測

韓国材料研究院と独マックス・プランク研究所が共同研究

韓国材料研究院(KIMS)ナノ材料研究本部の研究チームは、ドイツのマックス・プランク研究所の研究チームとの共同研究を通じて、金属3Dプリンティング部品の内部に欠陥が発生することを事前に予測できる人工知能(AI)基盤のモデルを開発した。今回の研究成果は、金属3Dプリンティング部品の品質に対する信頼性を画期的に向上させ、産業現場における量産化への可能性を大きく広げる技術として期待されている。

金属3Dプリンティングは、複雑な形状の高付加価値部品を製造できる次世代製造技術として注目される一方、工程の中で発生する微細な内部欠陥が、部品破損および性能低下の原因となり、産業への適用には限界があった。これまででは気孔率などの単純な指標を中心に品質評価が行われていたが、実際には欠陥の形状、大きさ、位置、分布によって機械的性能に及ぼす影響が大きく異なるという問題があった。

研究チームはこのような問題を解決するため、金属3Dプリンティングの工程条件、欠陥形状、および機械的性能における関係を体系的に分析・予測できる「説明可能な人工知能(Explainable AI)モデル」を開発した。このモデルにより、工程設計段階から内部欠陥が発生する可能性、およびそれに伴う性能変化を予測し、品質を事前に制御可能とする新たなアプローチを提示した。

開発されたAIモデルの中核は、金属3Dプリンティング技術であるレーザー粉末床溶融(LPBF、Laser Powder Bed Fusion)工法で発生する内部欠陥を、単なる個数や割合ではなく、形状や配置といった「形態学的特性」に基づいて分析・予測することにある。微細組織画像を活用して、気孔の大きさ、非円形性、空間分布などを自動分析し、これを

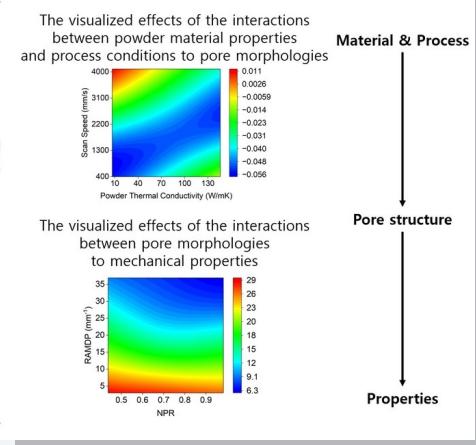
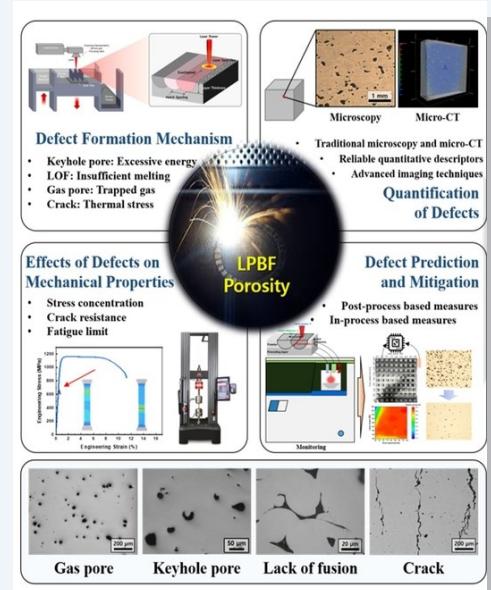
機械的物性と直接結びつけることで、欠陥が実際の性能に及ぼす影響を定量的に説明することが可能となる。特に、特定の工程条件で欠陥が増加して性能が低下する理由も併せて説明可能な構造を有し、結果を導出する過程が不明な既存のブラックボックス型AIモデルとの差別化がなされている。

研究チームは、鉄鋼素材、アルミニウム合金、チタン合金など、金属3Dプリンティング用に用いられる多様な素材を対象に、工程条件、粉末特性、欠陥画像、機械的物性データを総合的に分析してAIモデルに学習させた。これを通して、工程における変数、粉末特性が欠陥形成に及ぼす影響、および欠陥形状が機械的性能に及ぼす影響を段階的に予測する統合フレームワークを構築した。

本技術は、金属3Dプリンティング部品の品質に対する信頼性を画期的に高め、高付加価値部品の量産化を加速化できる。特に、航空、宇宙、国防、モビリティ分野など、高い信頼性が求められる金属部品の産業全体において、金属3Dプリンティングの工程最適化および品質管理技術として活用できる。これにより、部品製造の不良率を低減して材料ロスと再加工コストを削減し、産業全体の生産効率向上につながることが見込まれる。

研究チームは、「今回の研究は、金属3Dプリンティング部品の欠陥を単に減らすだけでなく、特定の欠陥が実際の性能にどのような影響を及ぼすのかを科学的に説明する基準を示した点に意義がある。今後、航空、宇宙、国防など高性能部品の製造分野において、金属3Dプリンティングの産業的活用度の促進に貢献することが期待される」と述べた。

今回の研究成果は、金属材料分野の国際学術誌「Acta Materialia」に、2026年1月1日付でオンラインにて掲載された。



三養食品も海外で商標権侵害に直面

K-ブランドを狙う「商標ブローカー」が横行

K-フードの国際的な拡大に伴い、韓国企業を狙った海外での商標権侵害が相次いでいる。現地で商標を先取りし、訴訟やロイヤリティの要求で圧力をかける、いわゆる「商標ブローカー」の問題が深刻化する中、「ブルダック炒め麺」で世界的に知名度を上げた三養食品もこうした被害に遭ってい

る。

業界によると、三養食品のキム・ジョンス副会長は、イ・ジョン大統領が主催した経済成長戦略国民報告会で商標権侵害の問題に自ら言及し、現場の困難を訴えた。

この日キム副会長は、「三養食品は全世界88ヶ国で商標権を登録しているが、そのうち27ヶ国で商標権紛争が進行している」とし、「我々のK-ブランドをどう守るかが、ますます重要な課題になっている」と語った。

さらに、「商標権紛争が発生した際、在外公館や関係部署が現地当局とのやり取りの過程で一定の役割を果たしてくれるなら、海外での権利保護の実効性を一層高めることができるはず」と述べ、「商標権紛争は海外進出過程における企業の負担となっている」と付け加えた。

このような商標権紛争は、各企業だけの問題ではない。海外の商標ブローカーは、中国、東南アジア、インドなどK-ブランドの消費が拡大する国々で先願主義を悪用しており、商標を先に取得した上で訴訟やロイヤリティの要求により収益を狙うケースが増えている。

実際に、韓国知識財産保護院によると、関連の被害件数は2023年の4,045件から2025年には1万件を超え、2年で2.5倍以上に増加しており、被害を受けた企業数も同期間に2倍以上となった。

このような商標権紛争は初めてのことではない。韓国食品産業協会は2021年に、CJ第一製糖、三養食品、大象、オットギ(OTOKI)など主要食品メーカーと共同協議体を構成し、知的財産権(IP)を侵害した中国の食品メーカーを相手取って法的対応に乗り出し、一部の案件では勝訴し、商標権を認められたこともある。

食品業界に限った現象ではない。ファッショントレーディング業界でも、商標を先に登録できなかったために偽造商品が流通し、被害を受けるケースが少なくない。2023年に特許庁はKOTRA(大韓貿易投資振興公社)と共同で、中国で販売されていた韓国ファッショントレーディングブランドの偽造商品実態調査を実施、中国当局と協力して偽造商品の保管倉庫を摘発し、偽造商品を押収した。

問題は、商標権紛争を短期間で解決するのが難しい点にある。商標権を取り戻すための訴訟費用にロイヤリティの対応、および偽造商品の差し止めにかかる費用が積み重なり、企業1社あたりの被害額は数千万ウォンから数億ウォンに

達することが明らかになった。

業界関係者は、「商標権紛争が長期化すれば、訴訟費用と対応負担が膨らみ、海外投資および現地事業の拡大に、支障をきたすおそれがある」と述べ、「K-ブランドがグローバル展開する速度に合わせた商標権保護の戦略と制度的対応が必要」と述べた。



「ヌーディズム」vs
「カタリック・ナルシス・ヌーディズム」
リップスティックの商標権侵害訴訟の結果は？

複数の単語を羅列した商品名のなかに、消費者の印象に残る同じ単語がひとつでも入るなら、同じ商品カテゴリであれば商標権侵害にあたるとする大法院の判断が出された。

大法院第3部は、商標法違反で起訴された化粧品製造・販売会社代表A氏の上告審で、無罪とした原審判決を破

棄し、事件をソウル中央地方法院に差し戻した。

A氏は2020年2~3月、他の化粧品会社の登録商標と類似する商品名のリップスティックを販売した容疑で起訴された。A氏の会社がホームページおよびオンラインモールを通じて販売した商品は、「カタリック・ナルシス・ヌーディズム・ホリック・マット・リップスティック(CATALIC Narcisse Nudism Holic Matte Lipstick)」という名称だった。問題となったのは、2018年に他社がすでにリップスティック・マスカラ商品に使用するため登録していた「ヌーディズム(Nudism)」という語が含まれていた点である。

争点は、「ヌーディズム」が商標の構成要素のうち、実質的に出処表示機能を果たす中核部分(要部)にあたるかどうかであった。法院では、商標において大きな比重を占めたり、一般の消費者に強い印象を与える構成要素である要部を以て、商標の類似性および商標権侵害の有無を判断する。

1審、2審の判断は分かれた。1審は、「ヌーディズム」が消費者の目を引く要部であるとして有罪判決を下し、A氏と会社にそれぞれ罰金100万ウォン(約10万円)を言い渡した。1審では、「質感を表す『マット』や、他の語を強調する表現である『ホリック』などは、独立した新たな観念を形成するものとはいえない、商品に関する識別力を有さない、または微弱である」とした。一方、2審は、商標の中核は「ヌーディズム」ではなく「カタリック」にあるとして無罪を言い渡した。「カタリック」のみ大文字で表記し、リップスティック本体のケースでも字を大きくし目立たせているとした。

判決は大法院で再び覆された。大法院は、商品名の「カタリック」、「ナルシス」、「ヌーディズム」がそれぞれ商標に対する

印象を残す要部にあたると判断した。特に、「ヌード」という単語は化粧品の色味において『肌色』を連想させるもので識別力が低いが、これと異なり『ヌーディズム』は日常的に使用する用語でなく、業界ではよく用いられる単語であるとも断定できないため、識別力を有するとした。また、大法院は、「つまり、『ヌーディズム』は商品との関係においては識別力を有するものの、これを同じ『リップスティック』のカテゴリで使用する場合、一般消費者や取引者が商品の出処について誤認・混同するおそれがある」と述べた。



韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr